

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会 福祉用具貸与要綱

(目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、高齢者、障がい者等に対し、福祉用具を貸与することにより、日常生活の充実及び社会参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢者又は身体に障がいのある在宅者で、公的サービス（障害福祉サービス、介護保険サービス等）を受けていない者。ただし、外出等短期間利用する場合はこの限りではない
- (2) 疾病、傷病等により一時的に歩行困難な者
- (3) 特別な事由により本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

(貸与品目)

第3条 貸与品は本会が所有する次の福祉用具とする。

- (1) 車いす（自操用・介助用）

(貸与期間)

第4条 貸与期間は、申請人の申請する期間（最長3ヶ月）とする。

- 2 借受人は、公的サービス（障害福祉サービス、介護保険サービス等）を受け貸与、給付されたとき、又は入院、施設に入所したときには速やかに返却するものとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、更に期限を設けてこれを延長することができる。

(貸与料金)

第5条 福祉用具の貸与料は無料とする。

(申請及び貸与の決定)

第6条 福祉用具の貸与を希望する者は、福祉用具貸与申請書（様式第1号）により、申請するものとする。

- 2 会長は前項の申請があったときはその可否を決定し、福祉用具貸与承認通知書（様式第2号）又は福祉用具貸与不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(貸与及び返却方法)

第7条 借受人又はその家族等が福祉用具を搬入又は返却する。

(管理・安全・賠償責任・免責事項)

第8条 借受人は、借入用具の管理保全に努めるとともに、他に貸与してはならない。使用中の事故等による損害は、借受人の責任において原状に復して返却しなければならない。ただし、災害等によりやむを得ないと認められる場合は、協議の上決定する。また、福祉用具による負傷並びに物品の盗難若しくは損害については、本会は一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に貸与された貸与品は、この要綱の相当規定により貸与されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

福祉用具貸与申請書

年 月 日

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

TEL _____ 利用者との続柄 _____

下記により、福祉用具の貸与を申請します。

利用者	氏名	男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)
	住所 本宮市 (TEL _____)			
貸与希望用具	車いす (<input type="checkbox"/> 自操用 ・ <input type="checkbox"/> 介助用)			
貸与希望期間	貸出:	年 月 日 ()	午前・午後	時
	返却:	年 月 日 ()	午前・午後	時
【身体状況】				
1. 身体の状況 _____				
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の有無・・・有 (種 級) ・ 無 _____				
<input type="checkbox"/> 介護認定の有無・・・有 (_____) ・ 無 _____				
2. 特記事項 _____				
【使用目的】 _____				

【申請の前にお読みください】

- ・貸与された用具は、大切に取扱いご使用ください。
- ・ご利用中、不注意により破損・損失・紛失した場合は、災害等やむを得ない場合を除き、借受人の責任において弁償していただきます。
- ・この貸与は、在宅での使用が基本です。病院・施設等での使用はできませんので、速やかに返却してください。
- ・公的なサービス（障害福祉サービス・介護保険サービス等）を受けられた場合は、その福祉用具貸与及び給付に切り替えとなりますので、返却してください。

決裁・職員記入欄

決 裁	受 付	返 却		確 認 事 項
(印)	(印)	月 日	(印)	<input type="checkbox"/> 破損 無 ・ 有 (_____) <input type="checkbox"/> 紛失 無 ・ 有 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)

福祉用具貸与承認通知書

年 月 日

申請者（借受者）

氏名 _____ 様

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 ㊟

さきに申請のありました福祉用具の貸与につきましては、下記のとおり承認いたしましたので通知いたします。

記

利用者	氏名	男・女	生年 月日	年 月 日（ 歳）
	住所 本宮市 (TEL)			
貸与希望用具	車いす（ <input type="checkbox"/> 自操用 ・ <input type="checkbox"/> 介助用）			
貸与希望期間	貸出：	年	月	日（ ） 午前・午後 時
	返却：	年	月	日（ ） 午前・午後 時
備考				

【貸与に関する注意事項】

- ・貸与された用具は、大切に取扱いご使用ください。
- ・ご利用中、不注意により破損・損失・紛失した場合は、災害等やむを得ない場合を除き、借受人の責任において弁償していただきます。
- ・この貸与は、在宅での使用が基本です。病院・施設等での使用はできませんので、速やかに返却してください。
- ・公的なサービス（障害福祉サービス・介護保険サービス等）を受けられた場合は、その福祉用具貸与及び給付に切り替えとなりますので、返却してください。

《問い合わせ先》

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

 本所：本宮市本宮字千代田 60-1

電話番号 0243-33-2006

 支所：本宮市和田字石上 127

電話番号 0243-44-2133

福祉用具貸与不承認通知書

年 月 日

申請者（借受者）

氏名 _____ 様

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 ⑩

さきに申請のありました福祉用具の貸与につきましては、不承認となりましたので通知いたします。

記

利用者	氏名	男・女	生年 月日	年 月 日（ 歳）
	住所 本宮市 (TEL _____)			
貸与希望用具	車いす（ <input type="checkbox"/> 自操用 ・ <input type="checkbox"/> 介助用）			
貸与希望期間	貸出：	年 月 日（ ）	午前・午後	時
	返却：	年 月 日（ ）	午前・午後	時
不承認の理由				
備考				

《問い合わせ先》

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

本所：本宮市本宮字千代田 60-1

電話番号 0243-33-2006

支所：本宮市和田字石上 127

電話番号 0243-44-2133